

# 独立行政法人農林漁業信用基金中期目標

制定：25年 3月1日

変更：27年11月9日

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保、地球温暖化防止等森林の有する多面的機能を持続的に發揮するための林業・木材産業の再生、国際競争力のある漁業経営体の育成・確保などの農林漁業政策の一環として、農業・漁業の信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対する保証保険の業務、林業者等に対する債務保証の業務及び農業・漁業災害補償制度に基づく共済団体等に対する資金の貸付けの業務を行うことにより、自然条件に左右されるなどの特徴をもつ農林漁業を営む者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、また、農業・漁業災害補償制度を通じて農漁業経営の安定を図ることで、もって、農林漁業の健全な発展に資することを目的とするものである。

これらの業務運営に当たっては、上記目的の実現に向け、業務の質の確保を図り、効率的、自律的に業務を実施するものとする。

## 第1 中期目標の期間

信用基金の中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とする。

## 第2 業務運営の効率化に関する事項

### 1 事業の効率化

- ① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。
- ② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。
- ③ 共済団体等に対する貸付業務については、信用基金の貸付けがセーフティネットであることを踏まえ、大災害時等の緊急的な対応を除き、信用基金から共済団体等に対して、民間金融機関から融資を受けるよう促す。
- ④ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。

⑤ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民ができることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き、検討を行う。

## 2 信用リスクに応じた保証・保険料率の導入

農業信用保証保険業務について、借入者の信用リスクに応じた保証・保険料率の中期目標期間内の速やかな導入に向けて、検討する。

## 3 業務運営体制の効率化

① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。

② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

## 4 経費支出の抑制

① 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。

② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。

③ 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、対国家公務員地域・学歴別指標（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）が中期目標期間中は、毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

## 5 業務実施体制の強化

内部統制の実施状況について、監事監査の重点事項として監査を受けた上で、その結果等を踏まえてガバナンスを改善するとともに、業務実施体制の強化のため、次の事項を実施する。

### ① 内部監査の充実

業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。

### ② 内部統制機能の強化

ア 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。

イ 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。

ウ 役職員に対して、目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるととも

に、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。

③ 評価・分析の実施

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。

④ 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

6 情報システムの整備

主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。

7 調達方式の適正化

調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知））等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

① 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。

② 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。

また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。

③ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。

④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ、農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。

1 事務処理の迅速化

利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。

- ① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。また、保険金の支払審査、代位弁済の実行等に係る標準処理期間を5%以上短縮する。

なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようする。

- ② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。

- ③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

## 2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

- ① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

- ② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

- ③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。

- ④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、安定的かつ継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。

このため、信用基金は、長期的に収支均衡とすることを旨として、中期目標期間の最終年度までに勘定ごとに単年度の業務収支の黒字を目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。

### 1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

- ① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。

その際、制度資金の政策効果の発揮や農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、毎年度、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。なお、林業信用保証業務については、業務収支の黒字を目指し、代位弁済率の低減を図るとともに、保証料収入について中期目標期間終了

時までに平成24年度比で1.6%の増を目指す。

- ② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

## 2 引受審査の厳格化等

- ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を引き続き実施するとともに、審査を厳格化する観点から、事故率の高い資金等を中心に、事前協議対象を拡大する。
- ② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、木材関係団体を通じた優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保、金融機関との情報共有の取組を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を引き続き実施する。また、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けて引き続き取り組む。

## 3 モラルハザード対策

- ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施するとともに、部分保証の拡充に関しても検討し、必要に応じて実施する。
- ② 林業信用保証業務について、中期目標期間中に部分保証を拡充するなど、収支均衡に向けた取組を実施する。

## 4 求債権の管理・回収の強化等

回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化するほか、債権回収業者（サービサー）等の活用による回収策については、費用対効果を検証の上、回収委託基準の明確化等を実施する。また、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

## 5 代位弁済率・事故率の低減

2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあってはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

## 6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け

基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

#### 7 農業融資資金業務

農業融資資金業務については、「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）を踏まえ、農業信用基金協会がその機能を十分に発揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額（123億8千3百万円）については、農業信用基金協会の業務運営への影響を考慮しつつ、国庫に納付する。

### 第5 その他業務運営に関する重要事項

#### 長期借入金の条件

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。